

第9 意見

1 令和3年度予算

第3次総合計画（以下「3次総」という。）のまちづくりの目標である「世界に輝く静岡」の実現に向けて、5大構想や人口活力の維持対策などの事業を強力かつ円滑に推進し、また、新型コロナウイルス感染症拡大の甚大な影響を受け、「L i f e（いのち）を守り、L i f e（くらし）を取り戻す」をキーワードに、「感染拡大防止」と「社会経済活動」の両立と、ポストコロナ時代に合わせた持続可能な都市を目指す必要があることから、令和3年度は財政規律を堅持しながら、第3次行財政改革後期実施計画を推進するとともに、SDGsの中長期的な視点を活用し、持続可能な都市経営・行財政運営の実現を目指し、①「世界に輝く静岡」の実現に向け、3次総の充実、②「新たな日常」に対応した社会の実現、③「第3次行財政改革後期実施計画」の確実な実施、④アセットマネジメントアクションプラン（第1次）の着実な推進、⑤国の交付金や有利な市債の積極的な活用、⑥市債残高の適正管理を基本方針として予算編成を行っていた。

また、5大構想の中で掲げる「世界に存在感を示す3つの都心づくり」のための《歴史文化の拠点づくり》、《海洋文化の拠点づくり》、《教育文化の拠点づくり》や、「生活の質を高める2つの仕組づくり」のための《「健康長寿のまち」の推進》、《「まちは劇場」の推進》を、SDGsの視点を踏まえながら実現するための取組や、国土強靱化のための社会基盤整備や防災・減災の取組に係る予算などにより、令和3年度一般会計当初予算の規模は3,297億円となった。

その後の補正予算では、「新型コロナウイルス感染症対策」として新型コロナウイルスワクチン接種事業におけるコールセンター等運営体制の拡充及び集団接種実施体制の拡充、PCR検査等行政検査自己負担額支給事業、事業者応援金支給事業、学習用端末整備事業、「デジタル化の加速」として自治体オンライン手続推進事業、「社会基盤整備」として道路新設改良事業に要する経費などを計上していた。

この結果、令和2年度から令和3年度に繰り越された予算も含めた令和3年度一般会計予算の最終規模は3,896億5,204万円となり、一般会計と特別会計を合わせた予算規模は6,380億5,469万円となった。

2 令和3年度決算

令和3年度における一般会計に特別会計を加えた歳入の総計決算額は6,088億5,329万円で、前年度に比べ278億8,594万円(4.4%)減少していた。また、歳出の総計決算額は5,952億3,679万円で、前年度に比べ297億2,781万円(4.8%)減少していた。

一般会計及び特別会計の決算状況並びにその評価と執行状況に係る審査結果は、次のとおりである。

(1) 一般会計の決算状況

ア 収支状況

一般会計の令和3年度決算について、歳入の決算額は3,643億2,355万円、歳出の決算額は3,548億3,469万円となっていた。前年度と比較すると、歳入は470億2,727万円(11.4%)、歳出は483億1,631万円(12.0%)、それぞれ減少していた。

前年度と比較すると、歳入においては、地方交付税が83億251万円、地方消費税交付金が14億281万円、地方特例交付金が13億5,738万円、それぞれ増加していた一方、国庫支出金が513億4,254万円、市債が61億710万円、市税が18億8,439万円、それぞれ減少していた。

なお、市税については、前年度と比較すると、税率引き上げにより市たばこ税が2億6,893万円、前年度に徴収猶予していた分の納付があったことにより事業所税が2億3,277万円、それぞれ増加していた一方、寄附金税額控除額の増加や法人税割の税率引き下げなどにより市民税が5億170万円、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて創設された、事業用資産に対する本年度の課税標準の特例措置を市内中小事業者に適用したことにより固定資産税が16億5,257万円減少するなどして、市税全体では18億8,439万円減少していた。

また、不納欠損額は2億784万円で、前年度と比べ3,054万円(12.8%)減少していた。収入未済額は17億8,307万円で、前年度と比べ9億6,046万円(35.0%)減少していた。

【14頁 (1)決算の総括 ア決算概要、18~33頁 (2)歳入の概要】

歳出においては、公共建築物整備基金の設置や財政調整基金の積立金増額などにより総務費が88億1,933万円、市民への新型コロナウイルスワクチン接種開始などにより衛生費が73億6,283万円、それぞれ増加していた一方、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に伴う特別定額給付金給付事業を本年度は実施しなかったことなどにより民生費が540億5,464万円、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事業等を本年度は実施しなかったことなどにより商工費が42億7,565万円、小中学校校内ネ

ネットワーク環境整備事業等が前年度で終了したことなどにより教育費が32億8,265万円、それぞれ減少していた。 【34～49頁 (3)歳出の概要】

これらの結果、歳入歳出の差引額から翌年度への繰越財源を除いた一般会計の実質収支額は、65億2,386万円となり、前年度に比べ12億3,211万円(23.3%)増加していた。 【17頁 (1)決算の総括 エ決算収支の状況】

イ 性質別決算状況

一般会計の歳入における財源別構成比率は、自主財源が45.7%、依存財源が54.3%となっていた。その内訳は市税、使用料及び手数料、繰越金などの自主財源が前年度に比べ15億6,498万円(0.9%)減少し、国庫支出金、市債及び地方交付税などの依存財源が454億6,229万円(18.7%)減少していた。

【18頁 (2)歳入の概要 ア財源別決算状況】

一方、歳出における性質別構成比率では、義務的経費が56.3%、投資的経費が11.2%、その他の経費が32.5%となっていた。

義務的経費については、前年度に比べ150億1,278万円(8.1%)増加していた。その内訳は、公債費が14億6,346万円(3.9%)減少していた一方、扶助費が160億4,621万円(21.9%)、人件費が4億3,004万円(0.6%)、それぞれ増加していた。

投資的経費については、前年度に比べ75億3,821万円(15.9%)減少していた。その内訳は、普通建設事業費が74億3,072万円(16.3%)、災害復旧事業費が1億749万円(6.1%)、それぞれ減少していた。

その他の経費については、補助費等の減などにより前年度に比べ557億9,088万円(32.6%)減少していた。 【34頁 (3)歳出の概要 ア性質別構成】

(2) 特別会計の決算状況

特別会計全体の令和3年度決算について、歳入の決算額は2,445億2,973万円、歳出の決算額は2,404億209万円となっていた。前年度と比較すると、歳入においては191億4,132万円(8.5%)増加し、歳出においては185億8,849万円(8.4%)増加していた。歳入歳出の差引額から翌年度への繰越財源を除いた実質収支額は40億9,870万円の黒字で、前年度に比べ5億2,390万円(14.7%)増加していた。

特別会計全体の不納欠損額は5億7,969万円で、前年度に比べ1億4,037万円(19.5%)減少していた。収入未済額は26億1,713万円で、前年度に比べ1億19万円(3.7%)減少していた。 【50～67頁 3特別会計】

(3) 令和3年度決算の評価

ア 一般会計の歳入・歳出について

歳入については、自主財源の根幹である市税収入は前年度に比べ 18 億 8,439 万円 (1.3%) の減収で、市たばこ税が 2 億 6,893 万円、事業所税が 2 億 3,277 万円増加したものの、市民税が 5 億 170 万円、固定資産税が 16 億 5,257 万円減少していた。

収納率向上に向けた積極的な取組により、市税収納率は平成 21 年度の 93.2% から令和元年度の 98.94% まで順調に増加していたが、令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う徴収猶予があったことから 98.44% となっていた。しかし、令和 3 年度は 99.11% となり、前年度を上回っただけでなく、過去最高の収納率となっている。

税務部門においては、収納率の向上に向け機能別役割分担に応じた組織的滞納整理を行っており、具体的な事務を定めた滞納整理事務スケジュールを策定し取り組んでいるとのことであった。これまでの成果は、滞納整理のシステムを構築し、それに基づいて取り組んでいる職員の日々の地道な努力の賜物であり、評価すべき実績である。

引き続き、納税者の置かれている状況に留意しつつ、収納率向上に向けた取組を進めることを望むものである。

また、コンビニ決済のほかキャッシュレス決済サービスを取り入れ納付方法の多様化に取り組むことで、納税者の利便性の向上を図っているとのことであり、更なる収納率の向上が期待される場所であるが、この取組の効果を計るに当たっては、納付方法(口座振替、コンビニ、キャッシュレス等)別の分析を行うなど検証方法について検討されたい。

今後、QRコードを活用した納税の導入や、地方公共団体情報システムの標準化が想定されているが、市民サービスの向上や納税事務の効率化に資する取組とのことであるので、早期に準備態勢を整備し、適切に対応することを望むものである。

歳出については、扶助費が前年度と比較して 160 億 4,621 万円 (21.9%) 増加しており、下表のとおり、平成 29 年度と比較して 248 億円の増となっている。扶助費については、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化等を踏まえれば、今後も増加傾向が続くことが想定されるため、その動向に留意した財政運営を行っていく必要がある。

また、前年度と比較して、物件費が 87 億 90 万円 (24.2%)、維持補修費が 6 億 3,616 万円 (12.4%)、それぞれ増加している。これらはそのほとんどが経常的に必要となる経費であることから、これらの増加は今後、経常収支比率に少なからぬ影響を及ぼすことが懸念される。

引き続きアセットマネジメントの取組を推進すること等により、将来発生する経費

の抑制に努めていくことが求められる。

扶助費の推移		(単位：千円)
年 度	決算額	前年度比較増減額
令和 3 年度	89,377,146	16,046,210
令和 2 年度	73,330,936	3,035,319
令和 元 年度	70,295,617	4,684,917
平成 30 年度	65,610,700	1,051,679
平成 29 年度	64,559,021	—

イ 市債の管理について

市債の令和3年度末残高は、一般会計と特別会計を合わせ、4,933億2,381万円（市民1人当たり71.8万円）で、前年度に比べ48億473万円（1.0%）増加していたが、臨時財政対策債を除く市債残高は2,469億円となり、前年度と比較して58億円（2.2%）減少していた。これは、本年度一括償還の時期を迎える市債の借換えの抑制や、後年度元利償還金に対する地方交付税措置のない市債の発行を抑制したことによる結果とのことである。

臨時財政対策債を除く令和3年度末市債残高は、第3次行財政改革実施計画で目標としている2,900億円未満を維持している上、令和2年度末、更には令和元年度末残高をも下回っているが、これは、必要な財源を確保した上で、借換債や地方交付税措置のない市債の発行抑制を行った成果とのことであった。

市債の発行は、世代間の負担の公平化の観点からも必要なものであるが、義務的経費である公債費の増加につながることから、発行の抑制に努めるとともに、発行に当たっては交付税措置の手厚い市債を選択するよう努める必要がある。

また、毎年度の市債発行額が100億円単位であることから、僅かな金利差であっても、将来の利子償還額に与える影響は大きなものとなる。今後も、金利の動向を注視し、効率的な市債運営を行うことを期待する。

市債管理基金については、運用方法の工夫によって1,900万円余の運用益を確保したとのことであった。低金利の状況下にあっても、運用額が60億円余であることから、運用方法によって得られる利益に大きな差が生じることになる。

今後も、金利の動向を注視し、長期、短期の運用可能額を的確に把握した上で、安全で効率的な運用に努めることを望むものである。

ウ 実質収支について

令和3年度一般会計の実質収支額は65億2,386万円で、前年度に比べ12億3,211万円増加していた。

一般会計 実質収支、単年度収支の推移 (単位：千円)

年 度	実質収支	単年度収支
令和3年度	6,523,864	1,232,113
令和2年度	5,291,751	203,814
令和元年度	5,087,937	△233,458
平成30年度	5,321,395	769,499
平成29年度	4,551,896	1,157,108

エ 経常収支比率について

令和3年度の経常収支比率は、分子となる経常的な経費に要する一般財源が、扶助費の増などにより増加したものの、分母となる経常的に収入される一般財源が、地方交付税や地方消費税交付金の増などにより大きく増加した結果、前年度と比べ4.6ポイント改善して90.0%となったが、依然硬直化の傾向が見られる。経常収支比率が高くなると、新たな財政需要への対応が困難となるが、コロナ禍の長期化により今後の見通しも難しい中で、想定されていない事態に対し迅速に対応するためにも、引き続き同数値の抑制に向けた財政運営に努めることが求められている。

経常収支比率の推移

(単位：%)

年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
経常収支比率	94.0	92.6	94.7	94.6	90.0

オ 各種計画について

令和3年度は、3次総後期実施計画の同年度時点での評価及び計画期間全体の評価並びに第4次総合計画（以下「4次総」という。）の策定状況について確認を行った。

・ 3次総後期実施計画及び第4次総合計画

平成27年度からスタートした3次総では、「世界に輝く静岡の実現」を目標に掲げてまちづくりに取り組んできたところであり、令和4年度で計画終期を迎える。後期実施計画に登載されている事業については、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会情勢の変化を踏まえてコロナへの対応を図りながら、2つのL i f e

（「いのち」と「くらし」）をキーワードに、「新たな日常」に対応した取組を継続して実施し、市民の安全・安心の確保と社会経済活動の両立を図ってきたとのことであった。

令和4年3月に実施した4次総にかかる1回目のパブリックコメントにおいては、3次総に関する質問もなされているが、事業によって評価に差が生じていることから、令和4年度は3次総の集大成として、パブコメの評価を踏まえた取組と検討を行い、その結果を4次総策定にも反映することが望まれる。

4次総の策定については、1回目のパブリックコメントの意見や市議会からの提言を踏まえ、必要な見直しを行っており、その上で、8月に2回目のパブリックコメントを実施し、11月議会への基本構想・基本計画の上程を目指していくとのことであった。

コロナ禍の長期化及びウクライナ情勢等によるサプライチェーンの混乱や円安の影響など、将来予測が難しい状況下で、令和5年度を起点とし、計画期間8年間の基本計画、計画期間4年間の前期実施計画を策定していくことになるが、その中で「脱炭素」等の新たな視点も打ち出していかなければならない。

4次総は本市の将来にとって重要な計画であることから、社会経済情勢を注視し、財政状況も考慮した上で、市民の支持を得られる計画が策定されることを期待する。

3 令和3年度予算の執行状況等

令和3年度予算の執行状況等については、本年度の重点事業のうち5大構想に関わる事業に着眼して指定テーマを選定し、本審査を行った。

(1) (仮称) 葵歴史のまちづくりグランドデザイン策定事業

静岡県5大構想に掲げる3つの都心づくりについて、令和元年には清水都心にかかる「清水みなとのまちづくりグランドデザイン」が策定され、令和3年には草薙・東静岡副都心にかかる「駿河まなびのまちづくりグランドデザイン」が策定されている。今回、静岡都心にかかる「葵歴史のまちづくりグランドデザイン」が策定されたことで、拠点ごとの「目指すまちの姿」が明確に示されたことになる。

「葵歴史のまちづくりグランドデザイン」の策定過程においては、パブリックコメントで示された、『『グランドデザインの目指す姿』や『目指す姿を実現するための3つの方針』が分かりにくい。』という意見を踏まえ、意識の共有を図るためのイラストを作成するとともに、「全世代にとって、魅力ある『おまち』になってほしい。」との意見を踏まえ、子どもや若者視点の内容を追加するなどの見直しを実施したとのことであった。

また、将来の姿を想定し新たな方向性を示すことについて、関係者との意識の共有が課題であったが、様々な関係者との意見交換や協議を重ねることで解決したとのことであり、意識の共有という難しい課題を短期間で達成したことは評価すべきところである。

今後、このグランドデザインの考えを4次総にも反映し、グランドデザインで示された「目指すまちの姿」実現に向けて各事業を具体化していくことになると思われるが、引き続き、市民意見の適切な反映と関係者との意識の共有に留意し、円滑な事業実施が図られることを期待する。

(2) 【アリーナ関連】アリーナ誘致推進事業・東静岡アート&スポーツ／ヒロバ運営事業 (アリーナ誘致推進事業)

当事業は、東静岡地区へのアリーナ誘致を民間主導で目指していくものであり、その手法としては、「定期借地」、「負担付寄附」、「BT+コンセッション」のいずれかを想定しているとのことであった。

各手法については、実際に運用事例があるとのことから、各施設の運営実績等を精査した上で、本市に相応しい手法を選択していくことを期待する。

また、地元から、「周辺環境への影響（騒音、振動、交通）を懸念する声がある。」とのことであるが、地元の方々に対し、市民目線での説明といただいたご意見に対する丁寧な対応に留意し、円滑な事業推進と運営が図られ、市民に愛される施設となることを

望むものである。

(東静岡アート&スポーツ/ヒロバ運営事業)

オリンピックの影響などによるローラースポーツ人気の高まりもあり、令和3年度のローラースポーツパーク利用者数は、過去最高となったとのことであった。

また、当施設を練習拠点としている選手がオリンピックに出場したことにより、マスコミで取り上げられたこともあって、施設の認知度が向上したとのことであった。

本市においても公共の広場や公園等でのローラースポーツは禁止されているが、一方的に禁止するのではなく、競技の普及の観点や、練習場所を必要としている若者の視点に沿って、正しく練習できる場所を整備していることは評価できる。

「アート&スポーツ」のスポーツの部分については、オリンピックの影響もあって注目度が高まっているところであるが、一方のアートの部分については、年4回の企画展や市民参加型のイベントを実施しているとのことではあるが、市民に認知されているとは言い難い状況にあるものと思われる。

特定の愛好家を対象とした施設や施策も必要ではあるが、施設名に「アート」を掲げている以上は、市民全体の認知度を高めるための施策や、イベント等の周知方法を検討し、実施することが望まれる。

(3) 農産物輸出促進基盤整備事業

当事業は、農産物の輸出を拡大し、清水港の利用促進につなげるために、中央卸売市場内に温度管理・衛生管理を可能とする冷蔵施設を整備する事業者に補助金交付などの支援を行うものである。

農産物の輸送日数、コスト面のロスを解消するため、当該施設において通関業務が実施できるよう関係機関と協議しているとのことであった。当事業の目的である、「新たな輸出成長分野として見込まれる農産物の効率的な集出荷を可能とし、清水港の利用促進につなげる。」ためにも、通関業務の施設内実施は必要な施策であるが、その実現のためには「年間を通じたコンスタントな荷の確保」が必要とされている。中部横断道の開通によって農産物の産地である山梨県・長野県とのアクセス環境が改善され、国道1号線静岡バイパス清水立体化による清水港とのアクセス環境の改善が見込まれる等の好条件もあることから、官民が連携して輸出農産物の確保に努め、早期に通関業務の施設内実施が可能となることを期待する。

当事業の目標数値として、「令和2年実績値の年間250万円(輸出回数1回)を令和8年には、年間4,000万円(輸出回数10回)に増加させる。」としているが、令和4年か

ら7年までの各年（年度）の目標数値は設定していないとのことであった。当事業の事業主体は民間企業であり、目標の設定方法が行政と異なることは理解できる。しかし、公費を投入している以上、所管課としての年度ごとの効果検証と、検証結果に基づく適切な対応は求められることになる。実施主体とも調整の上、令和8年の目標達成に向け、効果的なPDCAサイクルの構築を望むものである。

（4）認知症ケア推進体制整備事業

当事業は、「認知症になっても、希望を持って暮らし続けることができるよう、認知症本人や家族の支援の充実と全世代に向けた認知症の理解促進を図る体制を構築する」ことを目的に、認知症ケア推進センター「かけこまち七間町」の運営、ピアサポート活動支援事業などを実施するものである。

認知症ケア推進センター「かけこまち七間町」については、所管課においては、「好立地にも関わらず1日に換算すると来場者は10人以下のため、更なる認知度向上、相談・来場者増加のための対策が必要」であることを課題として捉えていた。

当施設は、市内全域の全世帯を対象とし、相談者は高齢者本人やその家族が多いことを想定しているとのことであったが、高齢者本人とその家族と一緒に来場する場合や、中山間地域等の遠方から来場する場合など、自家用車を利用して来場する利用者については、近隣の民間駐車場を利用してもらっており、特段の対策は講じていないとのことであった。高齢者、特に認知症の可能性のある方と一緒に訪問する際は、公共交通機関の利用は難しく、自家用車に頼らざるを得ない状況となる。好立地か否かは、利用する人によって異なるものであり、中心市街地に立地していることをもって「好立地」と捉えるのではなく、利用者の目線に立った対応策を講じることにより、利用しやすい施設となることを期待する。

なお、将来的には、認知症ケア推進センター「かけこまち七間町」は、専門性を磨いて地域包括支援センターへの情報提供やスーパーバイズのような支援ができる施設となることを考えているとのことであるが、地域包括支援センターとの機能分担によっては、中心市街地に立地していることが「好立地」となることもあり得るので、「かけこまち七間町」単体ではなく、地域包括支援センターも含めて、認知症ケアを必要とする市民にとって利用しやすい施設となることを期待する。相談を希望する当事者や家族の状況によっては、外出自体が困難となる場合も考えられるので、関係機関が連携したアウトリーチの取組も検討されたい。

ピアサポーター活動支援事業は、認知症の方ご本人にサポーターになっていただき、

自らの経験を活かして同じ境遇にある方をサポートしていただくもので、理想的な取組ではあるが、実現に向けては、越えなければならないハードルが多く、難しい事業であるとのことであった。自らを認知症と認識している方にサポーターになっていただき、他の認知症の方のサポートをしていただくことは、サポートを受ける方にとっては、「同じ立場の人だから、分かってもらえるかもしれない。」という安心感につながり、サポートする方にとっては、地域を支える一員として活躍することにつながる取組であることから、様々な課題に真摯に向き合い、丁寧な対応を心掛けることで早期の実現につながることを期待する。

(5) ナイトツーリズム推進事業

当事業は、市内の観光資源を活用した夜間の観光コンテンツの充実を図ることで、観光客の市内滞在時間を延長させ、観光消費の拡大や宿泊客の増加につなげていくことを目的としている。

定住人口の増加が見込みにくい中で、本市の都市活力を維持・向上させていくためには、観光客を含む交流人口の増加を図る取組が、極めて重要な施策となっている。本市は、日本平、久能山、三保松原、登呂遺跡等、豊富な観光資源を有してはいるものの、通過・立ち寄り型の観光が多い状況となっている。このような状況下において、既存の観光資源の活用により、観光消費の拡大や宿泊客の増加につなげていこうとする本事業は、効果的な取組となり得るものである。

所管課においては、観光事業者等の関係者との連携を図りながら取り組んでおり、Webページによる情報発信も実施しているとのことであった。今後も関係者との連携をより一層密にするとともに、ターゲットを見極め、それに適した手段で、必要とされる情報を的確に発信することにより、観光客の市内滞在時間の延長につながることを期待する。

また、駿府城公園ライトアップ事業については、今後、グランドオープンが予定されている歴史博物館や大河ドラマ関連事業との連携を計画しているとのことであり、駿府城公園エリアの魅力が一層向上することを望むものである。

4 総括

令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症拡大の甚大な影響を受け、令和3年度は「Life（いのち）を守り、Life（くらし）を取り戻す」をキーワードに、「感染拡大防止」と「社会経済活動」の両立を図ってきた。各種会計の決算状況を踏まえた本市の財政運営は、コロナ禍における厳しい状況の中でも市税収納率は税務部門の組織一丸となった取組により過去最高を記録し、支出面では公共建築物整備基金を新たに設置し将来の負担に備えつつ、一般会計においては65億円余の実質収支を計上するなど、評価できる結果であった。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、いまだ見通しが立たない状況の中では、健全な財政運営の維持のために引き続き各局のたゆまぬ努力が求められるところである。

令和3年度の予算執行状況については、令和4年度に計画終期を迎える3次総後期実施計画の実施状況と4次総の策定状況を確認した上で、重点事業の中から抽出して確認を行った。いずれも定められた方針に従い、おおむね適正に執行されていたが、令和2年度定期監査の中で提言を行った「戦略広報の更なる推進について」の観点からは、そのような意識が積極的に確認できるものがある反面、いくつかの事業で課題を残しているものもあった。

葵歴史のまちづくりグランドデザイン策定事業では、将来の姿に対する関係者の意識の共有を図るため、十分な意見交換や協議が重ねられており、農産物輸出促進基盤整備事業では、市が直接施設を整備するものではないが、海洋文化都市政策課、中央卸売市場及び民間事業者が連携して適時適切に情報発信が行われていた。また、ナイトツーリズム推進事業では、観光事業者等とも連携を図って情報発信に努めており、いずれも今後の展開に期待が持てるものであった。

一方、東静岡アート&スポーツ／ヒロバ運営事業では、アートの部分が特定の愛好家には認知されているものの、市民全体の認知度は高くないものと思われ、ターゲットをどう捉えて必要なアプローチを行っていくのか考える必要がある。また、認知症ケア推進体制整備事業では、「かけこまち七間町」の対象者は市内全域の全世帯とのことではあったが、1日当たりの来場者数は10人以下であり、施設の認知度の問題だけでなく、対象者の特性上アクセスしにくい状況も推察された。サービスの提供者側が、利用者のニーズを的確に把握した上で、ターゲットに応じた必要な情報（アクセス方法、出張相談対応等）を発信していく工夫も重要である。アリーナ誘致推進事業については、具体化に向けた検討が進められている段階ではあるが、誘致に期待する声もある一方、周辺環境への影響を懸念する声もあるとのことから、市民目線での丁寧な対応が求められるところである。

市が、事業を実施するに当たっては、何よりも市民の理解を得ることが重要である。事業を進める過程において、地元関係者を含めた市民に説明をしていく機会があることと思うが、市民目線に沿った丁寧な説明や出された意見に対する真摯な対応に努めることにより、多くの市民に共感を得られる事業となることを望むものである。